

○松戸市自転車駐車場条例

平成8年9月26日

松戸市条例第19号

改正 平成9年12月22日条例第19号  
平成13年6月21日条例第25号  
平成16年12月24日条例第38号  
平成17年6月24日条例第12号  
平成18年7月11日条例第24号  
平成25年12月24日条例第34号  
平成29年12月26日条例第37号  
平成31年3月26日条例第18号  
令和元年6月27日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、自転車駐車場（以下「駐車場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、駅周辺の自転車等の駐車秩序の確立を図るとともに、自転車等の利用者の利便の増進に寄与するため、駐車場を設置する。

2 駐車場の名称及び位置は、規則で定める。

(定義)

第2条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車で、防犯登録を受けているものをいう。
- (2) 原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 普通自動二輪車 道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）のうち総排気量が0.125リットル以下又は定格出力が

1.00キロワット以下のものをいう。

(4) 自転車等 自転車、原動機付自転車及び普通自動二輪車をいう。

(対象車両)

第3条 駐車場に駐車することができる車両は、自転車、原動機付自転車及び普通自動二輪車とする。

(駐車場の使用区分)

第4条 駐車場の使用区分は、次のとおりとする。

(1) 定期使用 次条第1項の許可に基づき定期的に使用することをいう。

(2) 一時使用 規則で定める時間帯に一時的に使用することをいう。

(使用許可)

第5条 駐車場を定期使用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、一時使用にあつては、次条に定めるところにより使用料を納付することにより使用することができる。

2 前項の許可の有効期間は、許可を受けた日の属する月の翌月の初日から当該年度の末日までとする。

(使用料)

第6条 駐車場を使用する者は、規則で定めるところにより、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。この場合において、一時使用にあつては、機械装置により自転車等を駐車させる構造の駐車場（以下「機械式駐車場」という。）を使用する場合を除き、当該使用料に相当する回数券の使用をもって使用料の納付に代えることができる。

2 前項の回数券の種類及び料金は、別表第2のとおりとする。

(使用料の減免)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が必要と認めるときは、

その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、駐車場を使用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可を取り消し、若しくは駐車場の使用を拒否し、又は当該自転車等を移送し、保管することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたと認められるとき。

(2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

2 松戸市自転車の放置防止に関する条例（昭和58年松戸市条例第44号）第11条及び第13条の規定は、前項の規定により自転車等を移送し、保管する場合について準用する。

(指定管理者による管理)

第10条 市長は、駐車場の設置目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。この場合において第8条ただし書及び第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 駐車場の供用時間その他指定管理者が行う管理の基準は、市長が別に定める。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第12条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第5条第1項ただし書の一時使用の許可及び第6条の使用料の徴収に関する業務

(2) 施設及び設備の維持管理（市長が定めるものを除く。）に関する業務

(3) その他市長が必要と認める業務

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
ただし、次項の規定は、平成8年12月1日から施行する。

(施行日前の使用許可)

- 2 市長は、施行日前においても、第6条第1項の定期使用の許可の例により、駐車場の定期使用を許可し、当該使用料を徴収することができる。この場合において、当該許可の手續等については、市長が定める。

附 則（平成9年12月22日松戸市条例第19号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成10年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の松戸市自転車駐車場条例別表の規定は、平成10年4月1日以後の定期使用に係る使用料について適用し、同日前までの定期使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成13年6月21日松戸市条例第25号）

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成16年12月24日松戸市条例第38号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の松戸市自転車駐車場条例の規定は、平成17年4月1日以後の定期使用に係る使用料について適用し、同日前までの定期使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年6月24日松戸市条例第12号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(施行日前の指定管理者の指定手續等)

- 4 市長又は松戸市教育委員会は、施行日前においても、第1条の規定による

改正後の松戸市文化会館条例第17条から第19条までの規定、第2条の規定による改正後の松戸市市民センター条例第19条から第21条までの規定、第4条の規定による改正後の松戸市スポーツ施設条例第20条から第22条までの規定、第5条の規定による改正後の松戸市勤労会館条例第19条から第21条までの規定、第8条の規定による改正後の松戸市民劇場条例第18条から第20条までの規定、第10条の規定による改正後の松戸市青年館設置及び管理に関する条例第6条から第8条までの規定、第16条の規定による改正後の松戸市生きがい福祉センター条例第9条から第11条までの規定及び第18条の規定による改正後の松戸市自転車駐車場条例第10条から第12条までの規定の例により、指定管理者の指定の手續その他の行為を行うことができる。

附 則（平成18年7月11日松戸市条例第24号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月24日松戸市条例第34号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成29年12月26日松戸市条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行日前の使用許可の手續）

- 2 市長は、施行日前においても、この条例による改正後の松戸市自転車駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第1項本文及び別表の規定の例により、改正後の条例第2条の2第3号の普通自動二輪車に対する施行日以後の期間に係る自転車駐車場の定期使用を許可し、使用料を徴収することができる。

附 則（平成31年3月26日松戸市条例第18号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和元年6月27日松戸市条例第3号）

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第2条の2に1号を加える改正規定及び第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

（令和元年規則第12号で令和元年10月1日から施行）

別表第1（第6条関係）

駐車場使用料

区分			最寄りの駅からの距離が200メートル以内の駐車場		最寄りの駅からの距離が200メートルを超える駐車場	
			屋根あり	屋根なし	屋根あり	屋根なし
定期使用 （月額）	自 転 車	一般	1,540円	1,020円	1,230円	820円
		高校生以下	1,020円	720円	820円	510円
	原動機付自転車及び普通自動二輪車	2,260円	1,740円	1,850円	1,440円	
一時使用	自転車		(1) 機械式駐車場以外の駐車場 1日1回につき100円 (2) 機械式駐車場 24時間までごとに100円。ただし、 駐車後2時間まで無料			
	原動機付自転車及び普通自動二輪車		(1) 機械式駐車場以外の駐車場 1日1回につき150円 (2) 機械式駐車場 24時間までごとに150円。ただし、 駐車後2時間まで無料			

備考 1回の駐車が2日以上にわたるときの機械式駐車場以外の駐車場における一時使用の使用料の額は、駐車した日から出場した日までの日をそれぞれ1日として計算する。

別表第2（第6条関係）

区分	料金	枚数
自転車	1,000円	100円券11枚
原動機付自転車及び普通自動二輪車	1,500円	150円券11枚